

安東小学校いじめ防止基本方針

津市立安東小学校

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わぬいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わぬいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(4) いじめ問題についての考え方

ア いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。

イ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

ウ いじめられている児童生徒を徹底して守り通す。

エ いじめの認知件数が増えることが問題ではなく、積極的に認知して解消を図

ることが重要である。

- オ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
カ いじめは学校、家庭、地域等すべての関係者が、社会総がかりで取り組むべき問題である。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称

組織の名称は、安東小学校いじめ対策委員会とする。

(2) 組織の構成

基本的には、安東小学校生徒指導委員会を中心に構成する。事案によっては、スクールカウンセラー、PTA役員の方々、地域の方々、専門機関等とも連携、協力する。

(3) 組織の役割

いじめ防止等の対策のための取組を計画し、実行、検証、修正の中核となって活動する。また、いじめの疑いに関する事象や問題行動等の情報を収集し、共有して対応できるようにする。

3 いじめの防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの防止

いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実をふまえ、いじめに向かわせないための取組を全教職員が計画的に取り組むことが必要である。

いじめの防止の基本は、児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行うことである。

ア いじめについての共通理解

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。
- ・ 児童生徒に対しても、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。
(例 何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する等)

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな上層を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・ 児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・ いじめの加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりを進めていくこと、児童生徒の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団作りを進めていくことが求められる。
- ・ ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。

エ 自己有用感や自己肯定感の育成

- ・ すべての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、子どもの自己有用感が高められるよう努める。
- ・ 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

オ 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む機会の設定

- ・ 児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ・ その際、すべての児童生徒が取組の意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

(2) 早期発見

いじめは大人が気づきにくく、いじめであると判断しにくい形で行われることが多い。ささいな兆候であっても、疑いを持ってはやい段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する姿勢が重要である。

日頃から見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒の示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報共有できる組織にしていくことが大切である。

ア いじめの実態を把握するための取組

- ・ 日常的な児童生徒への目配りや生活ノート(連絡帳)等のやり取りを通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努める。
- ・ 学期に1回以上の生活アンケート(いじめアンケート)調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。(いじめ防止対策推進法第16条参照)
- ・ 抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、保健室や相談室の利用について広く周知する。

イ 保護者との信頼関係を確立することで、家庭訪問や家庭連絡等を通して、児童生徒の情報交換ができるようにする。

(3) いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害を受けた児童生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害

者側の児童生徒を指導する。全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
また、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持つことが必要である。いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することも必要である。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は、「いじめ対策委員会」と直ちに情報を共有する。
その後、当該組織が中心となり、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者、被害加害双方の保護者に連絡する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。

イ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童生徒の安全を確保する。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。状況に応じて外部専門家の協力を得る。

ウ いじめられた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめられたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係が確認できたら、迅速に保護者へ連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめられた児童生徒へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。

いじめの解決とは、加害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい

集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

オ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

(4) いじめ対応等に関する教職員の資質向上

教育委員会のいじめ問題に関わる生徒指導研修等に積極的に参加するとともに、教育研究支援課生徒指導担当を中心に生徒指導出前講座等による研修を企画し、校内研修会等に指導主事の派遣を依頼することで、教職員のいじめ問題に対する対応力を向上させたり、学校の組織的な生徒指導を推進したりしていく。

また、津市小学校生徒指導協議会、津市中学校生徒指導協議会の場での事例検討や成功事例を共有したりしながら研修を進める。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

ア 「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のケースが想定される。

- ・ 児童生徒が自殺を企画した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

ウ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 発生時の対応

津市教育委員会を通じて津市長へ事態発生について報告する。学校は、教育委員会の指導のもとで対応する。

5 保護者、地域との連携

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義務的責任を有する」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や津市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(3) 学校・保護者・地域が一体となった取組

学校はPTAの各種会議や保護者会等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学級通信や学校通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進しなければならない。

また学校は、いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、学校、保護者だけでなく、地域住民も巻き込んで地域ぐるみのいじめ防止対策を効果的に推進することが必要である。

津市において、いじめ問題への理解を深めるための広報啓発活動を行い、学校・家庭・保護者の連携推進を図るとともに、相談機関等の周知も積極的に行うこと念頭に置き、本校は全力で取り組む。

6 いじめ防止基本方針の決定、改正

この方針は、毎年度検証し、改正の必要がある場合は改訂し、決定する。